

南砺市農業委員会第 29 回総会会議録

- 1.招集日時 令和元年 10月 2 日
- 2.開会時刻 令和元年 11月 1 日 午後 2 時 00 分
- 3.閉会時刻 令和元年 11月 1 日 午後 3 時 00 分
- 4.場 所 城端庁舎 3階 会議室
- 5.委員定数 20 名
- 6.出席委員 17 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	織田 直信	出	11	堀 文夫	出
2	鍋島 守	出	12	藤永 隆夫	欠
3	中村 三郎	出	13	山本 弘	出
4	片山 昌作	出	14	山土 修一	出
5	當田 衛	出	15	齊藤 十明	出
6	杉森 桂子	欠	16	上田 憲仁	出
7	林 正一	出	17	瀧谷 均	出
8	中川 寿	出	18	松平 勝	出
9	荒木 健二	出	19	瀧 由記男	出
10	北島 文子	欠	20	前川 十一	出

7.議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 116 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について

議案第 117 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認について

議案第 118 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 119 号 農地の地目変更登記申請の取り扱いについて

第 3 報告第 52 号 農地転用制限の例外に係る届出について

報告第 53 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 船藤 統嗣 係長 田原 雅之、副主幹 山田由紀子

9.会議の概要

事務局長 定刻となりましたので、只今から、第 29 回南砺市農業委員会 11 月期の総会を開催いたします。本日の出席者は 20 名中 17 名の出席で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをお知らせします。会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。

会長

皆様ご苦労様です。

大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。11 月の初日ということで、本日、午後 3 時から市政功労者の表彰式が行われる予定ですが、こちらの委員会総会と重なりましたので、お断りしたところです。本来であれば、市のためにご尽力をいただいた方に対しまして、お祝いをしなくてはいけない立場でありましたが、総会を優先した次第であります。さて、先般 10 月 29 日・30 日、農業委員会会長特別研修会が福井県の小浜市で二日間ございました。株式会社わかさのめぐみという、農業法人へ視察に行ってまいりました。山あいの集落をまとめて農業を経営し規模が約 110 町で、大規模圃場整備も行っているようでした。無人のトラクターをスマートフォンで操作するわけですが、年齢層が 50 歳、60 歳代ともなると上手く操作ができず、悪戦苦闘とのことでした。その点日常的にゲーム等で慣れている若者などは、いとも簡単に操作を行うといった現象がおきているそうです。50 歳代の社長さんなども躊躇してしまうようなことになっております。今後、スマート農業化が進むとなると、若い人の力がますます必要になり、いろんなところで能力を発揮し、頑張ってもらいたいと期待しているところです。

議長

会に先立ちまして、議事録署名人をご指名させていただきます。本日の署名委員は 3 番の委員、4 番の委員の 2 名の方です。よろしくお願ひいたします。それでは議事に入ります。

議長

附議議案第 116 号農地法第 3 条の規定による許可申請承認について事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

=議案第 116 号について議案書をもとに朗読・説明=

今回は 4 件の申請がありました。面積は 田 10,984 m² 畑 49 m² 計 11,033 m²です。

受付番号 1 番です。

譲り渡し人 A は、申請地 田 522 m² を 譲り受け人 B に譲り渡すものです。

この申請地は、平成 30 年 3 月に父から相続を受け、農地の維持、管理等を行っていましたが、現在、市外で居住し、離農していることで、最近になって管理等が思うようにいかず困惑しておりました。そこで、申請地に隣接する居住者に現状を話したところ、ご理解をいただき今後の管理等を引き受けさせてください申請したものです。

次に受付番号 2 番です。

譲り渡し人 A 申請地 田 94 m² 他 1 田合計 176 m² 畑 49 m² 田畠合計 225 m² を B に譲り渡すものです。この申請地は平成 14 年 10 月に父から相続したものですが、自身は、平成 20 年に市外に居住し、離村離農しているため、土地の維持、管理等がとても困難な状況であることが不安でした。このまま住宅は空き家で農地は荒地となっていくのは仕方がないとあきらめかけていたところ、今年に入り、住宅は、譲り受け人の方が購入することがきまり、これを機に農地の売買のことも話してみたところ、今後の農地の管理等を引き受けてくださるとのことでのことで、今回申請したものです。

受付番号 3 番です。

こちらは、今年の 7 月 3 日の総会時、買受適格者証明願いについて証明書を発行した案件で、その後の競売により落札し今回、農地法第 3 条の許可申請があつたため、付帯事項に基づき諮詢することとしたものです。

受付番号 4 番です。

こちらは、中間管理事業によるもので、公益社団法人富山県農林水産公社が保有していた農地を農地所有適格法人である耕作者 B に譲り渡すものです。申請地 田 2,680 m² 他田 2 筆 田合計 9,261 m² を農業経営に意欲のある譲り受け人

事務局	Bへ譲り渡すものです。 いずれの案件も、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。
議長	以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願ひいたします。
	(異議なし)
議長	ご異議がないようですので採決をとります。議案第116号農地法第3条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。
	(全員挙手)
議長	全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。
議長	議案第117号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について事務局に説明を求めます。
	=議案第117号について議案書をもとに朗読・説明=
事務局	受付番号1番です。 譲り渡し人Aは申請地 畑 58m ² を譲り受け人Bに住宅宅地の乗り入れ口として申請するものです。 譲り受け人Bさんは、譲り渡し人Aさんの長男で隣接地の池沼敷地に農作業を手伝うことで分家住宅を建てるにしました。この場所は、池沼地ということで、道路と接続されていないため、建築基準法で接続道路に接続されていないと建築できないということから、接続乗入れ口をどうすればよいかを考え、本宅宅地の農機具置場を壊して接続するか、また、申請地を利用するかのどちらかしかなく、費用等のことも考えた結果、乗入れ口として申請することにしました。 農地区分は1種農地と判断され、転用許可基準は集落接続に考えられます。 次に受付番号2番です。 譲り渡し人Aさんは、申請地 畑 39m ² 他1筆 畑合計 94

事務局	<p>m^2を譲り受け人Bさんに物置置場として譲り渡すものです。</p> <p>Bさんは、祭事用物置がないため、毎回、祭事等の行事があるごとに不便さを感じており、近隣の方に保管していただきながら、日々過ごしてまいりました。長年、その状況を続けていくうち、昭和53年頃には、農地法の許可を得ず、物置を建ててしまいました。今後、このようなことがないよう農地法を遵守いたしますので、始末書をもって是正します。</p> <p>農地区分は、市街化傾向区域(住宅用等の連たん10ha未満)に該当するということで、2種農地と判断され、転用許可基準は代替可能性なしと考えられます。</p>
議長	<p>以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願ひいたします。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので採決をとります。議案第117号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は举手を願います。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。</p>
議長	<p>議案第118号 農用地利用集積計画(案)について事務局に説明を求めます。</p>
	<p>＝議案第118号について議案書をもとに朗読・説明</p>
事務局	<p>今回は設定が177件、393筆の申請がありました。面積は、田 691,341.77 m^2 畑 8,250 m^2 計 699,591.77 m^2です。</p> <p>農地流動化状況についてですが、議案書の中で新設定の方の説明を申し上げます。受付番号1番からですが、認定農業者ではありませんが、4.4ha程経営していますが、正式に相対の契約を結ばれたということです。続いて2番の新設定は、受け手の方が近隣の耕作者であることから、新たに追加で耕作していただることになりました。次の66番ですが、仲間田</p>

事務局

であったため新規に設定したということです。67番ですが、前回の委員会で所有権移転した案件で、農地の交換であります。次の71番ですが、自作していたわけですが、離農されたことで、隣接者である方に設定したところであります。72番は一時転用が終了したことで再度新規に設定したようです。続いて82番ですが、福野のスマートインター付近で個人の農家が自作しておりましたが、設定期間満了を迎えたため、新たに新規設定したようあります。次の126番から128番ですが、離農されたことにより、〇〇株式会社さんが畠にて栽培経営を行うといったことです。129番及び130番につきましては、耕作農法の違いと受け手さんとの仲間田であり、お互いに耕作しやすいように新たに設定をしたものです。150番から155番につきましては。〇〇農協を介して自作をしていましたが、経営縮小ということで法人と新設定するといったようです。168番から177番につきましては、中間管理機構への新規の設定でございます。備考欄には、実際に地権者から来年度に向けて誰が耕作されるかということが記載されております。その中で〇〇さんは法人の理事ということでして、農業経営基盤強化促進法に基づいて契約しておりましたが、満了を迎えたこともあります。これを機に、中間管理機構に移行されたということで手続きさせていただきました。今回、強化法から切り替えた方は何名かおられます。以下につきましては、新規設定等の説明でございます。補足でありますが、70ha程設定があり、前回の委員会から比較しますと、50.51%になっております。区域別流動化面積詳細につきましては、70haの半分くらいは、城端地区の〇〇営農の再設定でございました。今回の申請の主な利用権設定を受ける者として、農事組合法人の〇〇営農組合になります。

話はかわりまして、前回、〇〇委員さんから、農協仲介していた農地は今後どのような形式になっていくかというご質問がございました件ですが、農林水産省のHPを参考に説明させていただきます。（農地利用円滑化事業：参照）

この農地利用円滑化事業は農地法の改正後も残っております。将来的にはどのようになるのかということですが、農地バンクに統合一体化すると国は勧めております。資料の中ほどに旧円滑化団体（農協）がいつから統合一体化されるかということですが、市には3農協がございますが、となみ野農協と福光農協が間に入って地権者と耕作者をつないでいると

事務局 といった状況です。農協が間に入っているものは一括で中間管理機構に移行するケースが考えられます。若しくはそれ以外、利用権満了の際に移行する二つのケースが考えられます。一括にて行う場合は、令和2年4月から令和5年春までとなり、約3年以内に一括でやるならそのようにやってくださいということです。となみ野農協は、地権者と耕作者との間では振込手数料を徴収していないということです。農協としては、速やかに機構へ手渡したい旨で、一括希望ということでありました。今月11月以降協議し、なんとか3年以内に一括で切り替えたいと考えておられ、時期の決定については未定だそうです。

また、福光農協については、手数料をいただいており、一括処理を行うと、地権者と受け手との契約、印鑑等のとりかわしが煩雑で、一度ではなかなか困難なことなので、それぞれ利用権設定満了後、中間管理機構若しくは相対の契約に移行したいということでありました。なんと農協においては、ほとんど相対契約若しくは中間管理機構を通しての契約になるので、該当はないとのことでした。

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしているものと考えます。

議長 以上の案件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。議案第118号農用地利用集積計画（案）の案を除きまして決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第119号 農地の地目変更登記申請の取り扱いについて事務局に説明を求めます。

事務局

=議案第 119 号について議案書をもとに朗読・説明

今日は、福光地域で地目畠について、非農地の取り扱いについて案件がございました。

所有者は共有名義のもので、畠 195 m²であります。現場の状況としまして、草丈が結構長く伸びており、申請地までなかなかたどり着けないとといったところでした。森林の中にあり雑木等が生えきって山林化となっておりました。刀利ダム付近で、集落もなく、田畠が残されていた模様で、まだまだこのような農地が沢山あるのではないかと思われます。

議長

以上の案件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。議案第 119 号農地の地目変更登記申請の取り扱いについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

報告第 52 号 農地転用制限の例外に係る届出について事務局に説明を求めます。

=報告第 52 号について議案書をもとに既読・説明=

事務局

今回は 1 件の届出がありました。

申請人は、○○（株）○○さんで、所有者の A さんが所有する市内の田 104 m²のうち 9 m²を携帯電話基地局無線通信機設置のため、賃貸借契約にて転用予定です。今回の申請地を選定した理由としましては、周辺の見通しがよく取れ、基地局設置に適地と判断し、工作物の概要は、コンクリート柱にアンテナ無線機等一式を装柱いたします。着工予定の期間

事務局	としまして、令和元年 12 月 1 日から令和 2 年 1 月 31 日までとなっております。つきましては、農地法第 5 条第 1 項第 8 号の農地転用の為の権利移動の制限の例外に該当し、認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは、中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは、索道の敷地に供するため、第一号の権利を取得する場合は報告することとなっております。このことにより、今回の届出につきまして、ご報告申し上げます。
議長	以上の案件につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。
	(異議なし)
議長	ご異議がないようですので採決をとります。報告第 52 号農地転用制限の例外に係る届出について賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。
議長	報告第 53 号の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について議題とします。事務局より説明を求めます。
	=報告第 53 号について議案書をもとに既読・説明=
事務局	今回は、12 件の届出がありました。面積は、田のみ 14,833.68 m ² です。 受付番号 1 番及び 2 番につきましては、国土交通省へ売買されたものです。 受付番号 3 番及び 4 番につきましては、議案番号第 116 号受付番号 2 番に関するものです。 受付番号 5 番につきましては、中間管理機構を通しての契約に変更するものです。 受付番号 6 番及び 7 番につきましては、既に国土交通省へ売買されたものです。

事務局	<p>受付番号 8 番及び 9 番につきましては、道路改良により残置の形状が三角形状態となり、不都合が生じたため、解約するものです。</p> <p>受付番号 10 番につきましては、耕作者を変更するため、手続きをするものです。</p> <p>受付番号 11 番につきましては、自身が退職となり、今後は自作するため、手続きするものです。</p> <p>受付番号 12 番につきまして、地権者の息子が退職することで今後は息子とともに自作予定です。</p>
議長	<p>これらについて、何かご質問、ご意見などござりますか。</p> <p>(意義なし)</p>
議長	続いてその他にうつります。
議長	その他について事務局からお願いいいたします。
事務局	<p>=その他について説明=</p> <p>(農地パトロールの実施等について)</p> <p>農地パトロールにつきましては、11月 12 日、14 日、18 日の 3 日間を予定しております。大変寒い時期となっておりますので、体調を整えられまして実施いただきたいと存じます。基本的に、農地を確認するエリアの農業委員さんに依頼したいところであります。併せて地元の最適化推進員さんと行政センター職員の誘導のもと、実施したいと思っております。集合場所は各行政センターとなっておりますのでご協力願います。</p> <p>調査方法については、圃場整備済か否かなど判別していただき、色分け区分は、参考にお配りいたしましたので、結果を記載していただきますようお願いいたします。</p> <p>(農地転用について リーフレット配布)</p> <p>農地の売買については、勝手に無断で行ってはいけないことになっておりますが、時折、無断で建築してしまった例も見受けられます。そのようなことが起こらないように慎重な取扱いなど皆様方からの呼びかけをお願いした次第であります。</p>

議長 全体を通じて、何かございましたら挙手をお願いします。

(特になし)

議長 議案報告事項はすべて終わりましたので、本日の委員会を終了させていただきます。

○次回の農業委員会 令和元年 12月 4日(水) 午後 4時

議長 以上で、南砺市農業委員会第 29 回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 3 時 00 分)

議事録が正確であることを証します。

令和元年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長